

税金の特例措置等

障がいのある人、扶養している人の経済的な負担を軽減するため次のような税金の軽減制度があります。そのほかにも相続税の税額控除や贈与税の非課税制度がありますので、詳しくは下記窓口にお問合せください。

所得税、市民税・県民税の障害者控除等 身 知 精

障がいの程度に応じて「障害者控除」「特別障害者控除」などの所得控除の適用を受けることができます。

また、障がいのある人で前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市民税・県民税、森林環境税は課税されません。

なお、障害者控除の適用には、申告が必要な場合があります。

●対象者

障がいのある人本人又は障がいのある人を扶養している人。

●窓口

【所得税・相続税】

各区を所轄している税務署へお問い合わせください

浜松西税務署	中央区中央一丁目12番4号	☎555-7111	中央区の一部、浜名区の一部
浜松東税務署	中央区砂山町1183番地	☎458-1111	中央区の一部、浜名区の一部、 天竜区

【市民税・県民税】

浜松市役所市民税課 個人市民税グループ

中央区元目町120番地の1 浜松市元目分庁舎2階 ☎457-2145

